

防衛庁訓令第11号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号）の施行前の命令等の効力に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月27日

防衛庁長官 額賀 福志郎

防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号）

の施行前の命令等の効力に関する訓令

第1条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第88号。以下「改正法」という。）の施行前に、統合幕僚会議議長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長若しくは情報本部長又は相当の権限のある者（次条において「統合幕僚会議議長等」という。）に対して発せられた防衛庁における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第3条に規定する達、行動命令、一般命令、個別命令、日日命令、指示、指令、通達類（次条において「命令又は通達類」という。）は、別段の定めをしない限り、それぞれ改正法の施行後の統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長若しくは情報本部長又は相当の権限のある者（次条において「相当の権限のある者等」という。）に対して発せられたものとみなす。

第2条 改正法の施行前に、統合幕僚会議議長等が発した命令又は通達類は、別段の定めをしない限り、それぞれ相当の権限のある者等が発した命令又は通達類とみなす。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。